

EUでCBAM規則に基づく排出量報告がスタート

◆CBAM規則に基づく第1回目の排出量報告を実施

2024年1月29日、欧州委員会は、CBAM（炭素国境調整措置）規則に基づく輸入製品の「生産時の排出量」の報告期限を、1月末から30日間延長すると発表した。CBAMとは、GHG排出量の削減を進めるためにEUが作った貿易措置で、EU域内製品にかかる炭素コストを、EU域外からの輸入品にも課すものである。これによって、域内製品と輸入品の炭素コスト負担を同等なものとし、EU域内生産の「不利」を解消することが大きな狙いだ。対象製品は鉄鋼などの6分野から関税品目番号で指定されており、炭素コストはETS（排出量取引制度）に基づいて決定される。

CBAMは23年10月1日から移行期間が始まり、初めての報告期限が1月末に設定されていたが、登録システムのトラブルなどが生じ、締め切りの延長を余儀なくされた格好だ。移行期間は25年末までで、その間は輸入者による製品内容や排出量などの報告に限っており、炭素課金は26年1月からの本格運用時に実施される。

◆今後注意すべきは、対象製品の拡大と貿易摩擦の再燃

今回の報告に際しては、対象製品を扱う企業から数多くの問題点も指摘された。主な例を挙げると、①品番が多く情報管理が煩雑、②手間が大きくコストが合わない、③輸入者に機密性を含む情報を提供することが不安、などである。CBAM規則では150ユーロ超の貨物が対象となっており、②の声は多い。また③は経営に関する重要な問題であり、報道によれば欧州委員会は7月までの善処を約束した。

今後注意すべき事項は、CBAM対象製品の拡大と貿易摩擦の再燃だ。欧州委員会は25年末までに対象製品を見直すとしており、候補に挙げられている有機化学品やポリマーなどが対象製品に追加されれば、多くの企業に影響が出るだろう。また、インドや中国などはCBAMを一方的な貿易障壁として批判しており、WTOへの提訴も辞さない構えをみせているほか、ポーランドもEU司法裁判所へCBAM規則の取り消しを求める訴えを起こすなど、円滑な執行環境には程遠い状況となっている。企業としては、業界団体や政府などを通じてEU当局との対話を模索し、CBAMが過度な貿易制限措置とならないよう、釘を刺していくことが必要だ。【田中雄作】